

本日の会議に付した事件

令和4年第1回山元町議会定例会（第4日目）

令和4年3月7日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第10号 一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の変更について
- 日程第 3 議案第15号 令和4年度山元町一般会計予算
- 日程第 4 議案第16号 令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第17号 令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第18号 令和4年度山元町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第19号 令和4年度互理地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第 8 議案第20号 令和4年度山元町水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第21号 令和4年度山元町下水道事業会計予算
- 日程第10 請願第 1号 太陽光発電設備設置届出の手続き、条例制定に関する請願書

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから本日の会議を開きます。

税務課長大橋邦夫君から、本日の会議を欠席する旨の届出があります。ご了解を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、12番高橋建夫君、1番伊藤貞悦君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

総括質疑通告書の受理、議員2名から総括質疑の通告がありましたので、その一覧表を配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．議案第10号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。議案第10号一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の変更についてご説明申し上げます。

資料ナンバー10、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議

会の議決を要するので提案するものであります。

特に変更のあった部分に関してご説明いたします。

初めに、3、契約金額、原契約額、5,600万2,100円に対しまして、2,612万6,100円を増額し、8,212万8,200円に変更したもので、46.65パーセント増となります。

5、工事の概要、原契約、道路土工、掘削工、Vイコール360立方メートル、地盤改良工、セメント安定処理、L=0メートル、アスファルト舗装工、上層路盤、Aイコール275平方メートル、擁壁工、アンカー式擁壁、Aイコールゼロ平方メートル、側溝工、プレキャストU字側溝、Lイコールゼロメートルに対しまして、道路土工、掘削工、Vイコール670立方メートル、310立方メートル増、地盤改良工、Lイコール417メートル、417メートル増、アスファルト舗装工、Aイコールゼロ平方メートル、275平方メートル減、擁壁工、Aイコール23平方メートル、23平方メートル増、側溝工、Lイコール88メートル、88メートル増、となります。

その理由といたしましては、国道拡幅部における路床面において、たわみが確認されたことから、その影響範囲417メートルについて、地盤改良工を増工するものであります。

また、町道部の施工時期調整による減工や、令和3年2月に発生した地震に伴う補修工事の増工を行うものであります。

以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。かなり大きな変更増という計画の中身なんですけど、この中身を見て、そのことだけでも驚くような内容だということを確認しながら、内容について、この擁壁工とか側溝工というのが新たに加わった内容のものになっている、ですよ。これらの単価は誰が決めたんでしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。擁壁工と側溝工につきましては、もともと工種として入っております。令和3年2月の地震時に被災して、壊れた部分をやり直したというものになりますので、もともと契約の中に入っていたものをやり直す費用として計上しております。こちらの単価につきましては、国と業者との入札契約の中で単価が決められているというものになります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。もともとあったつうんだらば、ゼロ平米でねんでないの。あるいはゼロメートルでないんでない。何メートルに対して何ぼ増えたっぞっていうね、という表現つうか、説明の中身になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。確かに、議員おっしゃるとおりですね、もともと入ってた部分であれば、トータル、数値がゼロっていうことではないんじゃないかというお話なんですけれども、やり直し分がこのぐらいありますよっていう表現をさせていただいておりますので、こういう表記になっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ゼロではなくてここはプラスアルファっていう、今まであったのにプラスアルファというね。そうすると、当然のことながら、単価はもうその時点で契約時に決まっている単価の中での対応ということだということですね。はい、分かりました。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第10号一般国道6号と町道（仮称）新浜諏訪原線との交差接続工事に関する令和3年度契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 日程第3．議案第15号から日程第9．議案第21号までの7件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

議案第15号については、企画財政課長齋藤 淳君、説明願います。

企画財政課長（齋藤 淳君） はい、議長。それでは、議案第15号、令和4年度山元町一般会計予算についてご説明いたします。

最初に、このたび、予算書の説明書のうち、雑入の説明欄に誤りがありまして、修正いたしましたことをおわび申し上げます。

それでは、黄緑色の表紙の令和4年度一般会計予算書をご覧ください。

表紙をおめくり願います。

議案第15号令和4年度山元町一般会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、90億487万1,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び、それぞれの区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、第2条、地方自治法の規定による債務負担行為を設定することができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表のとおりでございます。

第3条、地方自治法の規定による地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率等につきましては、第3表のとおりでございます。

第4条、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定めるものでございます。

第5条、地方自治法の規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

内容といたしましては、各項に計上した給料、職員手当、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

す。

以上が、議案第15号の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第19号の4件については、保健福祉課長伊藤和重君、説明願ひます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。初めに、黄色い表紙、令和4年度国民健康保険事業特別会計予算書をご準備いただき表紙をおめくりください。

議案第16号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計予算をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は18億5,425万2,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりでございます。

第2条、地方自治法の規定により、一時借入金の借入れ最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を、次のとおり定めるものでございます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上が、議案第16号の概要でございます。

続きまして、グレーの表紙、令和4年度後期高齢者医療特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第17号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計予算をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は1億9,265万3,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりでございます。

以上が、議案第17号の概要でございます。

続きまして、ピンクの表紙、令和4年度介護保険事業特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第18号令和4年度山元町介護保険事業特別会計予算書をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は15億6,776万9,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりでございます。

第2条、地方自治法の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

第1号、保険給付費における各項に計上した予算額に過不足が生じた場合は、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

以上が、議案第18号の概要でございます。

最後に、クリーム色の表紙、令和4年度互理地域介護認定審査会特別会計予算書をご準備いただき、表紙をおめくりください。

議案第19号令和4年度互理地域介護認定審査会特別会計予算書をご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は742万8,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及びそれぞれの区分ごとの金額は、次ページ以降の第1表のとおりでございます。

以上が、議案第19号の概要でございます。

議案第16号から第19号までご説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）続きます。議案第20号及び議案第21号の2件については、上下水道事業所長齋藤 剛君、説明願ひます。

上下水道事業所長（齋藤 剛君）はい、議長。議案第20号令和4年度山元町水道会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

第1条、令和4年度山元町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款水道事業収益、総額4億1,643万5,000円。

支出、第1款水道事業費、総額3億7,923万5,000円を見込んでおります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額8,147万4,000円。

支出、第1款資本的支出、総額2億166万9,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する資金につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

次に、2ページをお開きください。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等は記載のとおりになります。

第6条、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第8条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費について、第9条では、他会計からの繰入金について、第10条では、棚卸資産購入限度額を2,000円と定めるものです。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

次に、議案第21号令和4年度山元町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、1ページをお開きください。

第1条、令和4年度山元町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款下水道事業収益、総額6億1,318万1,000円。

支出、第1款下水道事業費、総額4億8,505万5,000円を見込んでおります。

なお、営業運転資金として、民間資金から企業債880万円を借入れます。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について申し上げます。

収入、第1款資本的収入、総額3億4,307万2,000円。

支出、第1款資本的支出、総額6億1,562万6,000円を見込んでおります。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する資金につきましては、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度損益勘定留保資金等で補填するものです。

次に、2ページをお開きください。

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものです。

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率等を定めるもので、営業運転資金に充てるため、資本費平準化債の借入れを行います。

第7条、一時借入金の限度額を10億円と定めるものです。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第9条では、議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費について、第10条では、他会計からの繰入金について、第11条では、棚卸資産購入限度額を200万円と定めるものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第15号から議案第21号までの7件に対する総括質疑を行います。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質疑は論点を整理し、通告外に及ぶ質問にならないよう、注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。岩佐孝子君、登壇願ひます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。おはようございます。9番、岩佐孝子です。

ただいま提出されております令和4年度一般会計当初予算において、震災復興予算が縮小し、そして、財政運営が厳しくなってくるものと思われまふ。その中で、今後の財政見通し、人事管理等について、2件、4点について、総括質疑を行います。

今年度の当初予算は、来月実施予定の町長選挙を見据えた骨格暫定予算ではありますが、予算規模は、震災以前の通常予算金額に匹敵するものとなっております。

このことから、1点目、財政見通しについてです。

震災復興関連事業の事業進捗や人口減少により、財政規模が縮小されてくると思われまふ。財政調整基金は年々減少し、疎債などを含む公債費の占める割合が増大しておりますが、今後の財政見通しについて伺ひます。

1点目、施設管理や事業推進に当たり、当初予算編成において優先、留意した点についてお伺ひします。

2点目、当初予算編成における各種基金の活用について、優先、留意した点について伺ひます。

2点目です。人事管理についてです。

震災後、全国からの派遣職員により、復旧・復興事業が推進されてきました。今後の職員定数を含めた人事管理についてお伺ひします。

1点目、自治法派遣職員配置計画は10年間とされてきましたが、今年度当初予算においても計上されている理由は。

そして2点目です。児童クラブの支援や施設管理における包括業務委託について。今までの実績をどのように評価、点検した結果なのか。それが、どのように、この予算に反映されているのか。

以上について、総括質疑を行います。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、答弁願ひます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、財政見通しについての1点目、施設管理や事業推進に当たり、当初予算編成において優先、留意した点についてですが、新年度当初予算については、来月17日に、首長選挙が予定されていることから、骨格予算として編成を行っており、人件費や管理経費等の義務的経費のほか、速やかな実施が不可欠な事業に関する経費、住民生活への影響が大きい政策的経費に限って計上しております。

このような状況を踏まえ、予算編成に当たっては、町の第6次総合計画の五つの基本方針に基づく各事業を最優先事項として予算化しております。

また、コロナ感染症拡大防止と社会経済活動維持との両立を図るための関連事業に加え、新たに行政デジタル化に向けた事業に取り組むとともに、各行政区をはじめ、町民の皆様方からいただいた様々な要望、懸案となっている道路や河川、排水路など、さらには、新たに顕在化した課題の解決に取り組むなど、身近な生活環境整備にも留意した予算編成を行ったところであります。

次に、2点目、各種基金の活用について、優先、留意した点についてですが、基金には全て目的があり、各種基金条例の目的に沿った活用が求められますが、目的に沿った各種事業に優先的かつ積極的に活用し、可能な限り財源対策を講じることで、財政調整基金の取崩し額の縮減に努めたところであります。

今後も安定的、計画的に基金を活用しながら、町が直面する重要な課題に対応し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、大綱第2、人事管理についての1点目、今年度当初予算に自治法派遣職員に係る予算が計上されている理由についてですが、当初予算の人件費については、12月1日または1月1日現在の現員給与を基準に、昇給を見込んで計上しております。

なお、国の復興創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針の中で、当初10年間とされていた国の財政支援について、復興の進捗状況を踏まえながら、全国からの応援職員の確保や、復興事業に係る任期付職員の採用など、必要な人材確保対策に対して支援を継続するとの方針が示されております。

本町においても、復興事業の一部が継続する見込みであり、来年度も引き続き県や復興庁等から人的支援をいただける見込みでもあることから、派遣職員の人件費等を新年度当初予算に計上しているところであります。

次に2点目、包括業務委託について、今までの実績や評価等を踏まえた当初予算についてですが、本業務については、昨年度から施設管理業務等を中心に13の業務を包括的に委託しているところであります。

業務の管理については、各施設を管理する所管課と受託業者が定期的に打合せを行っていることに加え、業務責任者が定期的に各現場を巡回し、適宜、指導を行っていることもあり、これまでは大きな課題、懸案は発生していないものと認識しております。

また、全体業務を総括し、一括契約を締結している総務課においても、毎月、受託業者と打合せを行っており、各施設の状況や課題等を把握し、必要に応じて各課との連絡調整や、体制の強化等を図るため、適時、変更契約の手続を行っているところであります。

なお、新年度当初予算においては、山下第一小学校に児童クラブを新設するための経費を見込んでいることに加え、受託業者からの要請に基づき、放課後児童クラブ従業員

の処遇改善を図るため、国の補助制度を活用した補助金についても併せて計上しております。

町といたしましては、今後とも、受託業者と緊密に連携し、よりよいサービスを提供できるよう、引き続き慎重に業務を進めてまいります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 9番岩佐孝子君の再質疑を許します。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。令和元年度決算によりまして、9月の決算審査のときに指摘された点、そして、今年度予算を組むに当たって改善した点はどの点でしょうか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。今のお尋ねは、令和元年度決算ということでございますが、今回は令和4年度の予算編成でございますので、これまでの各年度の決算審査において、るるご指摘いただいた件については、翌年度の予算編成にですね、反映できるように努めてきているところでございます。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。大変失礼しました。令和2年度ですね、去年の9月ですから、2年度にした結果をどのような形で改善して計上したのかなというふうなことでお尋ねしたんですが、令和元年と私が言ったがために、町長の回答が、今のようなことになったとは思います。

昨年度と比較して、1番改善したのではないかというふうなところでの改善点は、ちょっと見受けられないんですが、その辺についてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。執行部といたしましてはですね、前年度の決算審査において、先ほど申しましたように、ご指摘、ご提案いただいた点を踏まえましてですね、翌年度の予算編成をする際には、編成の基本方針を定めております。そういう中に、一つ一つですね、議会からのご指摘等踏まえた基本方針に見直しをし、それを当初予算編成の基本方針の説明会におきましてですね、各課に周知徹底を図っているというふうな状況がございます。

具体的な関係については、企画財政課長のほうから若干補足をさせていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（齋藤 淳君） はい、議長。今年度、令和4年度の当初予算の編成に当たりましては、まず財政調整基金の取崩し額につきましては、前年度と比較しまして、約1億7,000万円減額するような形で取組をいたしまして、また、地方債の発行につきましても、令和4年度につきましては、4億6,000万円ということで、前年度と比較いたしますと、約5億円減額するような形で、財政の健全化という形で取り組んだ令和4年度の当初予算ということでございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。これを比較しますとですね、過疎債の部分が非常に多くなって、大きくなってきているのではないかなというふうに思うんですが、過疎債は借金ですよ。全てにおいて、過疎債、過疎債って言ってたら、だるま式にどんどんと借金が大きくなるのではないかなというふうなことで、その辺についても私ちょっと疑問を持ってたもんですから、その辺についてはどのような計画の下に、ほとんど随分、過疎債を使ってるようなんですが、その辺について再度確認をさせてください。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。ご案内のように、過疎債につきましてはですね、基本的に、一般の地方債と違って有利なですね、対象地域においては、有利な地方債、町債であるというふうに言われておるわけございまして、発行額の70パーセントは、今年度に交付税措置をされるということございましてですね、非常に有利な地方債、いわゆる借

金であるというふうに捉えております。

これについては、ご案内のように、過疎計画というものを策定しながらですね、計画的なこの地方債、町債の活用に向けているというふうなところでございます。町の必要な課題、懸案の解決に向けましてですね、こういう有利な過疎債を活用しながら、財政負担も今年度大きな負担にならないように留意しながら対応してきているところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。施設運営にしてもいろんな形で過疎債を計画通りについていることなんですが、借金は借金なんですよ、有利だって言っても。それがだるま式になったならばというふうなことを考えて運営すべきではないかなと思います。

施設管理なんですけど、今までですと、道路とかなんかという部分もね、町民の力も結集しながらやっていたんですけど、全て業者に委託するというのではなく、もう少し考えるべきではないかなというふうな思いから、質疑をさせていただきました。

2 点目、各種基金の活用なんですけど、子育て支援の部分が 20.3 パーセントの減額になっているんですけど、この辺については、基金の活用をどのようなところを優先して計画を立てたのか、予算を提出しているのか、その辺についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。前年度の比較というふうなところでいきますと、前年度実施した事業が、新年度は対応しなくてもいいというふうな部分もあろうかというふうに思いますが、具体の関係については、担当の青田課長のほうからお答えを申し上げたいというふうに思います。

子育て定住促進課長（青田 浩君）はい、議長。子育て基金の活用、令和 4 年度の中身、内容ですけども、子育て基金については、ご承知のとおり、子育ての環境整備のために基金を繰り入れて活用しております。

来年度については、つばめの杜保育所の、具体には、例えば防犯対策、不審者対応の防犯対策であるとか、あと、備品ですね、散歩車の購入、それから手洗い場の設置等々に活用しております。

それで、昨年度と比較して減額した理由ですけども、昨年度は小規模保育事業の町負担分に一部充てておりましたので、小規模保育の整備の部分の町負担分に一部充てておりましたので、それが、令和 4 年度はなくなったための、約、ご指摘いただいた 2 割の減額というのがその理由でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり町長が一番力を入れている子育ての部分での減額が非常に私は気になったものですから、お尋ねをしました。

ほかにですね、長寿社会対策も、9 パーセント減額、金額的には 45 万、46 万というところなんですけど、この辺についての留意点はいかがだったんでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。長寿社会政策基金の減額につきましては、敬老会の実施等につきまして、来年度はないということと、昨年度、予算化はしてましたけれども、そちらのほうはですね、執行なかったということもありまして、そちらのほうの金額になっております。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、ここの、ここまで山元町が発展し、支えていただいたのは、高齢者の方々の働きが非常に大きいものだっていうふうには、私は思うんですね。なので、やはり、敬老会でなくても、やはり長寿、ここに住んでよかったなって思えるような、そんな施策をしていくべきではないかというふうなことでお尋ねを

しました。

あとは、ふるさと振興基金ですが、前年は約2,800万、去年は2,836万で、今年度は37万4,000円の減額なんですけど、収入も多分減額で、だからこそ、ここに1.3パーセント減というふうになったと思うんですが、この辺についての見直しした部分、その辺についてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、お尋ね、ご紹介していただきました金額、規模からするとですね、そう大きな変化、変動ではないんじゃないかなというふうに受け止めるところでございます。一つ一つの事業、九つの事業でもってこの基金をですね、活用しておりますけども、必要な事業についての予算要求、予算措置というふうなことでございますので、現年度と比べて、ほぼ同額に近い規模だというふうに理解してるところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。ふるさと振興基金については、やっぱりもうちょっとPRをすれば、ふるさと振興ということで、寄附をしてくださる方も多くなってくると思いますし、やっぱり目的を持った、もう少しですね、目的を持ったものとすべきではないかなというふうな思いから、この1.3パーセントの減だけなんですけども、収入も増収に、歳入も増収を見込み、そして、より多くの多くの方々に還元できるようなものをというふうに考えておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員おっしゃるとおりでございます。我々としてもですね、このふるさと納税、やはり収入、基金の収入確保、これはおかげさまで、今年度についてはですね、前年と比べると、大分、倍増近い基金、ふるさと納税のご寄附がございましてですね、そういうものを基金として、さらによりよい事業化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり町民に直結する、そして、多くの方々が望んでいる、そういうものに私は、振り分けていく必要性があるんじゃないかというようなことから、質疑をさせていただいております。

次、2件目の人事管理です。

1点目ですけども、自治法派遣元の部分ですが、10年間とされてきましたけれども、国、県の方針により、今年度もまた多くの方々がってということなんですけども、現在、派遣されている人数、そして、来年度予定している人数についてお尋ねします。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。現在のですね、派遣の状況でございますが、現在ですね、県のほうから4名、全体で17名ですね、復興庁からの支援も含めて17名というふうなのが、現在の派遣の人数でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。令和4年度は何人くらいを見込んでるんでしょうか。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。令和4年度ですね、支援の派遣の見込みなんですけども、自治法派遣、各自治体からですね、派遣をいただいておりますが、おおむねですね、今年度で終了というふうな自治体も多数ございます。そういう中で、県と、それから復興庁というふうなことで、延べ今のところ6名を見込んでおります。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。延べ6名ということなんですけども、まだまだ復興途上という部分もあると思うんですが、それで間に合うのかどうか、その辺、どんな見通しでいるのか、町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろいろご心配いただきましてありがとうございます。

おかげさまで、復興もですね、一定の段階、いわゆる総仕上げに向けてもう一歩というところでございますけども、まだ、今、総務課長からお答えしたような県、復興庁からの派遣も必要な、やはりマンパワーの状況にあるというふうに捉えております。

一般質問でもお答えしましたように、いわゆるプロパー職員ですね、173名でございまして、それに、任期付なり、再任用というふうな部分もございまして、やはり震災後の新たな施設の維持管理等々も増えてきているのも事実でございますので、震災前のプロパー職員だけでは、なかなか厳しいものがございます。議員各位からも様々な、この持続可能なまちづくりに向けて貴重なご提言等も頂戴しております。そういうものに的確に対応していくためにはですね、やはり、それなりのマンパワー、特にプロパー職員ですね、これは、やはり震災前の自立のまちづくりで目指した、210名から170名に減らしたわけでございますので、私は少なくとも210名ぐらいのですね、体制を維持しないと、新たな行政課題、時代の潮流に乗った行政サービスの展開というのは、非常に困難な状況にあると認識しておりますので、一般質問でも大変力強い応援も頂戴いたしておりますので、岩佐議員のご提言も含めてですね、今後のこの人員確保、人員定数管理ですね、これをしっかりやっていかなくちやないというふうに考えております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私もあの震災を経験しまして、やはり210名から173名まで減少した中で、あの震災を乗り切った職員の方々には本当にもう、大変だったなっていうふうな思いがいっぱいです。ということで、そんなにそんなに減らすことはないではないかということを感じながらも、やはりきちっとした人員管理、人事管理をしながらしていただきたいなというふうに思っております。そしてですね、全てにおいて、会計年度とか、包括に回してしまったらどうなんだろうというふうなところもありますので、その辺は再度検討していただきたいと思いますが、その辺についてご回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに議員ご懸念の部分もあろうかというふうに思いますが、町といたしましては、やはりプロパー職員でなければという、そういう部門、部署、あるいは懸案課題対応のですね、スタッフ確保という観点、そしてまた、民間の力をお借りできる分野についてはですね、可能な限りお力をお借りしなくちやないというふうなですね、そういう形でこれまでも今後もやっていく必要があるというふうに思っておりますので、業務委託等でスリム化できる部分、そして、プロパー職員でしっかり充足しなくちやない点ですね、その辺を見極めながら、定数、人事管理を行っていききたいというふうに考えております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり働きやすい環境をつくっていかなくちやならないなというふうに私は思いますので、その辺について、適時にですね、取り組んでいただければというふうに思います。

2点目、児童クラブの支援員や施設管理における業務の包括業務委託の部分なんですが、昨年度の実績を評価、点検した結果をどのように今回の当初予算に反映しているのかについてお尋ねしたいと思います。

特にですね、放課後児童クラブの支援員の募集が、いつもホームページ、ネットとか何かに出てくるんですね、その辺は、どんな原因なのか要因なのか、お尋ねしたいと思います。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。私のほうからですね、全体的な関係でお答えしたいというふ

うに思います。

今、ご指摘がありました放課後児童クラブというふうなことで、退職者がですね若干いるというふうなことで、その補充も含めて、それからあと、現在のコロナとかなんかですね、急遽、人が休むというふうなこともありますんで、そういうふうなのを見越した中で、余剰人員といいますか、代替なんかも含めまして、適時ですね、業務の欠員が生じないような、そういうふうな会社としての対応を今とっているというふうなことで、そういうふうな部分が、議員さんの目にかかったのかなというふうに思います。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。退職者も確かにいらっしゃいますね。やっぱり職場環境ではないかなというふうに私は思うんですが、町職員と包括とか、会計年度職員との関係性はどのようになっているか、その辺は検証はしておりますでしょうか。

子育て定住促進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

放課後児童クラブの町職員と、受託者の社員との関係ですけれども、月1回、定例的に定例会を行って、現場の声なんかをですね、町職員、私も毎回参加しておりますが、私を含め児童館長、それから担当者3人、町からは参加してですね、それぞれ各児童クラブの状況を報告をいただいて、課題なんかもですね、その際、出していただいて、その都度、協議する場を設けて、情報の共有、それから対応などを行っておるところでございます。以上でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。その職場、職場に行くと、空気が温かいものが流れてくるところもありますし、ちょっとなっているふうなところもあるんですが、その辺もやはりね、きちっと、業務委託の契約内容には入ってないとは思いますが、その影響が子供たちに非常に大きいと思うんです。そういうふうなところも見ながらでの委託なのか、その辺もちょっと確認させてください。

子育て定住促進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

そうですね、ご指摘のように、町内の児童クラブごとにですね、日々、様々な問題は確かに起こってます。例えば、けがをしたりですね、多少問題行動があったりということではありますが、その都度、現場の支援員には一生懸命対応していただいておりますし、問題があるケースについてはですね、我々も入りながら、あと保護者との話合いの場にも同席しながら対応しておりますので、引き続き、現場、現場の状況に合わせた対応を今後も継続してまいりたいと思っております。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはりですね、直轄の部分と、包括で業者さんに委託をしてっていう、そこでワンクッションが起きてしまっているなというふうなところが、私は、問題になってきているのではないかなというふうに思うんですね。それがやはり子供たちへの影響が非常に私はね、懸念される部分なんです。ということからして、もう一度、きちっと検証すべきではないかと思いますが、その辺について、町長いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来、担当課長のほうからお答えしているようにですね、やはりその職場ごとにですね、しっかりと、連携、チームワークを取りながらですね、よりよい雰囲気、環境の中でお子様をお世話するというような方向で今後とも努めてまいりたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。やはり、職員にしても職場はやはり和気あいあいと、その中で町民の方々の声を聞くというのが一番大事なことだと思うんです。そういうことからし

て、人事管理においてもですね、常に明るい職場、そういうものをつくっていただきたいというふうに思っておりますし、予算編成のときにですね、私この頃すごく感じてることは、県とか国の補助金を活用している課と、全然活用しないような、いろんなものをこうね、引っ張り出しながら、町の予算はこれしかないんだからってというふうなことを目かけた、やっぱり予算編成をしていくべきだと思うんですが、その辺についてはどのような指導をなさってきたのか、町長、伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おかげさまで、震災前ですね、私が就任する前の町政運営の中における国県の各種補助、支援制度の活用というのは、私からすれば、格段と向上してるんじゃないかなというふうに思っております。各部署の、多少のばらつきは、これは全然ないというふうに申しませんが、職員それぞれ努力をして、スキルアップをしながら、対応していただいているということで、今の建設課を中心にですね、相当な、国県の支援制度を活用してきているのかなということでございます。

今後とも、必要な課題解決に向けて、委員からご心配されたような体制整備を図る中でですね、やはり目の前のルーチン的な業務に追われておりますと、やはり、有利なとございますか、活用できる制度に目をやるということも、なかなか時間的にきついものもございましてですね、そういうふうなものを合わせながらですね、引き続き、必要な補助、支援制度の活用にも努めてまいりたいというふうに思っております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。予算措置におきまして、やはりふるさと基金、そして寄附金、あとは補助金、委託金、いろんなものを採り出ししながら、町民の方々へ還元していくという基本的なものを心の中に留め、そして、町民が健やかに過ごせるような予算措置をしていくべきだなというふうな思いから、質疑をさせていただきました。

以上で私の総括質疑とします。

議長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は11時10分。11時10分再開です。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の質疑を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番遠藤龍之です。

ただいま提案されております令和4年度一般会計予算をはじめ、他会計予算につきまして、この1年間、スムーズな予算執行に取り組めるよう総括質疑を行い、町長の所見を伺うものであります。

1 件名は、一般会計についてであります。

1 点目、介護・保育士・学童保育などの職員を対象とした処遇改善についての取組に支障はないか伺うものであります。

2 点目は、東部地区基盤整備事業について、年度内の事業完了は果たせるか。

3 点目、町営住宅事業における国庫補助金や基金の活用の問題はないか。

4 点目は、待機児童対策など、保育事業に問題はないか伺うものであります。

5点目は、第6次総合計画に掲げております五つの基本方針の一つに、第4として、快適な生活を支えるコンパクトで安全安心なまちづくりとありますが、渋沢ため池の調査・測量・設計の実施などの新市街地以外の取組は、この第4の基本方針によるものなのかどうか伺います。

2件目の質問であります。

2件目は、国民健康保険事業特別会計についてであります。

提案説明の中で、実態に即した税負担の見直しを検討するとした新年度の方針を示しておりますが、その取組の対応について伺うものであります。

3件目は、町財政についてであります。

予算編成に当たっては、地方債や各種基金など、様々な財源の積極的な活用を挙げておりますが、それぞれの基金の具体的な活用の内容について伺います。

以上、3件にわたる総括質疑を行います。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、一般会計予算についての1点目、処遇改善についての取組についてですが、本事業の目的は、コロナ感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く保育士及び放課後児童支援員の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3パーセント程度、月額9,000円相当でございますが、これに引き上げるものとされております。

町といたしましては、本事業の趣旨を踏まえて、処遇改善に取り組むこととしており、保育士については、宮城病院つくし保育園と小規模保育なないろ保育園に勤務する職員のほか、各放課後児童クラブ職員の処遇改善に要する関係予算を今議会にご提案しているところであります。

なお、今回の処遇改善は、公立保育所も対象とされてはおりますが、保育士の給料は、地方公務員法に基づき、人事院勧告を踏まえ、既に民間の給与水準と同水準となっていることに加え、同一の給料表を使用している他職種の職員との処遇の均衡を欠くことも勘案し、処遇の改善は行わない方針としております。

また、介護職員に係る処遇改善については、対象の介護事業者が県に対して直接申請し、補助金の交付を受ける方式となっていることから、町としての対応は特段発生しないものと認識しております。

次に2点目、東部地区基盤整備事業の事業完了についてですが、山元東部地区農地整備事業については、先月の議会全員協議会でご説明いたしましたとおり、来年度へ繰越しすることとしております。

事業の進捗状況について、まず、農地の面整備については、事業主体である県において、今年度での完成に向け、補完工事を進めており、今後、営農環境が向上し、今春以降の耕作がスムーズに展開されるものと考えておりますが、一部農地等においては、農作物の営農時期の関係から、4月以降の施工となる箇所がある状況となっております。

一方、非農地については、町において、年内完了を目途に、土地利用上必要となる導水路や、地区内地への接道等の工事を実施する予定としております。

また、換地業務については、県で実施している確定測量や境界立会いに不測の時間を要しており、換地計画書作成など、町の作業に遅れが生じている状況にあるものの、お

おむね、換地原案が確定したことから、現在、非農地の一時利用指定の作業を進めているところであり、県では、年内を目途に、権利者会議を開催すると伺っております。

町といたしましては、引き続き関係機関との連携を密にし、早期の事業完了に向け鋭意取り組んでまいります。

次に3点目、町営住宅事業における国庫補助金や基金の活用についてですが、先月の議会全員協議会でご説明申し上げましたとおり、家賃低廉化・低減事業については、国庫補助事業であり、東日本大震災により被災した入居者の居住の安定確保を図るため、町が実施する家賃低廉化・低減事業に係る費用を国が支援する制度であります。

本来、町の収入となる家賃と、被災者支援のために低廉化・低減される家賃との差額に対する補助金であり、住宅使用料として扱われるべき性質のものであります。

これまで、住宅使用料は、基金創設以前からも町営住宅の維持管理費等に充当後、さらに余裕がある場合は一般財源として扱っており、補助金の取扱いについては、国や県から、補助金の使途については各自治体の判断であることを確認しております。

町といたしましては、住宅使用料となる補助金について、町営住宅を適切に管理運営した上で有効活用を図っていくこととしております。

次に4点目、待機児童対策についてですが、先日の一般質問での岩佐孝子議員の回答と同様であります。

次に5点目、渋沢ため池の調査・測量・設計などの新市街地以外の取組は、第4の基本方針によるものなのかについてですが、この第4の基本方針については、町全域を対象に、防災・減災、犯罪、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道等の分野における施策の大綱を示すものであり、あらゆる自然災害から町民の生命、財産を守るための防災・減災対策はもとより、新市街地を中心としたコンパクトシティー化の推進による利便性向上及び被災リスクを軽減したまちづくりを目指すこととしております。

ご指摘のありました渋沢ため池については、防災重点農業用ため池の詳細調査において、基準不足が確認されたところであり、第4の基本方針に基づき、被災リスクの軽減を図り、安全性を確保する観点から、新年度当初予算において、緊急整備事業として、調査・測量設計の関連予算を計上したところであります。

次に大綱第2、国民健康保険事業特別会計の税負担見直しの取組についてですが、財政調整基金の今年度末残高が約2億1,000万となる見込みであることから、新年度当初予算においては、喫緊の課題である健康問題の改善に向け、基金を活用し、各種検診の無料化や、健康世帯表彰の拡充など、被保険者の方の健康保持・増進に対する意識の高揚を図る取組を行うこととしております。

さらに、国民健康保険税については、制度改正により、来月から実施する未就学児に係る均等割、5割軽減に加え、子育て世代のさらなる経済的負担軽減を図るため、基金を活用し、未就学児の均等割5割分と、小学生から18歳までの均等割を10割軽減することとしております。

なお、実態に即した税負担の見直しについては、昨年11月の議会全員協議会において、令和5年度から適用する税率改正に向け、来月から内部検討を開始することをご説明したところであり、検討に当たっては、医療費の推移や国の財政支援、基金の残高等を注視し、国民健康保険事業の安定的な運営に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に大綱第3、予算編成に当たっての各種基金の具体的な活用内容についてですが、

新たな財政需要や町政の諸課題解決のため、基金の趣旨や残高を踏まえながら、各種基金を積極的に活用しており、新年度当初予算においては、財政調整基金をはじめとし、他七つの特定目的基金を活用しております。

財政調整基金を除く各種基金ごとの主な活用充当事業を申し上げますと、初めに、奨学基金については、奨学金貸付金事業、長寿社会対策基金については、敬老祝い金など、ふるさと振興基金については、振興作物産地化奨励事業等であります。

また、東日本大震災復興基金については、農山漁村地域復興基盤総合整備事業、子育て支援基金については、保育所等不審者対策事業など、町営住宅基金については、公営住宅建設事業債の一括繰上償還など、地域振興整備基金については、国営造成施設管理体制整備促進事業等にそれぞれ活用しております。

今後も、安定的、計画的に基金を活用しながら、町が直面する重要な課題に対応し、持続可能な財政運営に努めてまいります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 8番遠藤龍之君の再質疑を許します。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。1件目の1点目について、処遇改善について確認します。

保育士と、これに直接関係するのは放課後児童支援員等ということかと思いますが、この歳入で入ってくる331万7,000円の内訳についてお伺いします。9月までの事業、2月から9月までの事業ということまでが明確に示されているかと思うんですが、その内訳について確認します。

子育て定住促進課長（青田 浩君） はい、議長。予算書19ページの一番下段の保育士等処遇改善臨時特別交付金の331万7,000円の部分ですけれども、保育所の分として宮城病院つくし園、なないろ保育園、それから、一部、新年度からふじ幼稚園が新制度に移行されますので、ここの保育士、幼稚園分として238万6,000円の収入、それから児童クラブとして93万1,000円の歳入となっておりまして、この補助金は10分の10補助なので、同額を歳出予算のほうに計上しております。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。ですからその内訳について聞いてるんです。

例えば、今言いましたように238万6,000円、保育士のですね。そして、放課後支援について93万1,000円、その合計がたまたまでなくて、入ってくる331万7,000円、これは国から入ってくる。そして、この10分の10の中身の内訳を確認してるんです。正確にね、こんなことないと思うけれども、ちゃんと手元にまでわたっているのかなということの確認をするための質疑です。

議長（岩佐哲也君） 趣旨はわかりました、質問の趣旨。全額が末端まで支給される制度になるかどうかという確認。

子育て定住促進課長（青田 浩君） はい、議長。今回の処遇改善については、月額9,000円程度の処遇を改善するということございまして、こちらのほうについては、事業者側に全て補助金として交付して、全額、あるいは事業者側で一部手出しでもいいことになっていますが、基本全額、従業員のほうに、賃金または手当のほうで支給するのがルールとなっておりますので、そのような形で取り扱われます。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。それを確認するために、具体的にちゃんと正確に、例えば、つくし保育園だったら何人分として何ぼとかね。あるいは、その331万7,000円の内訳が、これ申請によるものなのか、向こうからもらうものなのかちょっとよく分かんないんですけども、何人分としてよこさってるのかとかね。9,000って明確に出て

るんだから、9,000掛けることの、逆に言うと331万7,000円割ることの9,000円となると、私の計算では368.55ってなるんだけど、そういう理解の仕方でもいいのかどうかとかね。正式にね、本当にそれは有効に使われるためにもね、この辺のことはしっかりチェックするの、チェックね、については確認しておく必要があるかなということでの疑問です。

議長（岩佐哲也君） 遠藤議員、細かいことは特別委員会で質問しておいて。その制度上でね、しっかりとそういう末端まで行くような制度を担保されているのかとか、指導するののかどうかという確認、そういう制度上の問題とか考え方、基本的なことについて質疑お願いしたいと思います。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。その基本的なことを確認する上で必要な、その前提として必要なことを確認する意味で確認してるんです。

いいです、いいですってね、そういう整理の仕方だったら。

それは、正確に手元までに行ってるという理解でいいんですね。

子育て定住促進課長（青田 浩君） はい、議長。そのような理解でよろしいかと思います。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。あるならばね、すぐに答え出てきてもいいんですが、基礎的な部分ね。出てこないから、んだからいろいろ聞いてるわけでね、その辺の整理は議長ちゃんとやってくださいね。

この件については、いつまでもここに私もとどまっているあれがないからあれなんですけども、必要な質問の対象ですということをして、次に。

2件目は、東部の基盤整備についてなんですけど、これもですね、答弁の中で、今年度がどうか、いろいろ来年度とかねいろいろな表現があるんですが、私は、新年度、総括質疑ですからね、令和4年度の事業執行、予算執行について聞いてるわけなんです。

で、そういうことを踏まえた上での今年度予算、例えば、「来年度へ繰越しすることとしております」この来年度というのは、次年度、4年度のことなのかね、あるいは、3年のほうだか。次に、「事業主体である県によって今年度での完成に向け」これも、ここでいう今年度っていうのは、今現時点の令和3年度のことかってんのかね、令和4年度のことを言ってるのか、ちょっとこの辺では、ちょっと、この答えでは悩むところとかね。あと、4月以降つうの、ここは4月以降となってるから。あとは、「県では年内をめどに権利者会議」この年内っていうのは令和4年度のことを言ってるのかな。多分そうだと思うんだけど、取りあえずこの確認をしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。議会答弁におけるですね、この辺の言い回しっていいですか表現についてはですね、今回の東部地区の答弁、これは別に例外的な表現でございませんので、新年度の予算の総括質疑ということでございますので、来年度っていうのは、4年度のことを指すというふうに理解をしていただければというふうに思います。

一般的な表現でですね、今年度なり来年度というふうな表現にしてるところでございます。

議長（岩佐哲也君） 町長ですね、先ほどの説明で「今年度の完成に向け補完工事を進めております」というの、今年度っていうのは、令和3年度か令和4年度かという確認なんですけど。

東部地区基盤整備推進室長（石山紋治君） はい、議長。今、ご質問ありました、補完工事の今年度（「ちょっと大きい声でお願いします」の声あり）今年度での完成に向け補完工事を進めておりの今年度につきましては令和3年度でございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） ちょっとさっきの趣旨とちょっと違って、令和3年度ね、これね、そうすると。よろしいですか。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。今のところ重要なんですけど、令和3年度での、今、完成に向けて補完工事をしているということで、そうすると令和4年度、今年の4月からは、完全な出来上がった基盤になってますよという受け止め。そして、んでも一部においてははつつうのか、一部農地等については、4月以降の執行となる箇所があるという答弁なんですけども、その部分については、どの程度の面積、あるいは期間を要することになっているのか伺います。

東部地区基盤整備推進室長（石山紋治君） はい、議長。具体的な面積については、今、県のほうから報告ないんですけども、いつまでかっているのは、現時点で6月末までと伺っております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。そうすると6月にはもうこの基盤整備については出来上がっているという、受け止めていいんですね、今の答弁では、と確認しました。

それから非農地についての答えあったんですが、町において年内完了をめどにっていう、この年内というのは、令和4年度っていう受け止めですよ。確認します。

東部地区基盤整備推進室長（石山紋治君） はい、議長。こちら、非農地についてはの年内というのは、令和4年内のということです。以上でございます。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。そういう予定でいるということですので、それを確かに進めていただければというふうに思います。

次に3点目、町営住宅事業についてお伺いいたします。

この件について、この間もいろいろこの話題、課題、問題として取上げられている問題になっていますが、取りあえず改めて確認します、目的について。家賃低廉化・軽減事業については国庫補助事業であると。先ほどこの目的について明確に示されているわけでありましたが、住宅使用料として扱われるべき性質のものであると、この補助金はね、ということよろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。先ほどお答えしたとおりでございます。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。先ほどはそのようにお答えしました。これは明確に、この家賃低廉化・低減化事業については国庫補助金、そしてこれは、住宅使用料として扱われるべき性質のものであるというのは、これ町の考えですね。このように、本来ならば使われるということが明確に示されました。

それです、今後の住宅政策ということで示してあるわけなんですけど、その中で、家賃減免の取扱いについて示しているんですけど、それには、復興公営住宅の入居者において、早い方では令和4年度末に減免期間が終了する。今後の取扱いについて、二市二町で方向性を協議する予定であると。その状況を考慮し、本町での取扱いを決定することが示されているわけですが、この取扱い、対応については、新年度でどのような対応するのか確認します。これまでも何か言ってるかどうかってのはあるんですけど、改めて確認したいと。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。新年度に入りましてですね、今、議員がお話されたようにですね、これまでの町としての、近隣自治体、被災地との関係もですね、確認をしながら、町として最終的な判断、決定に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。この減免制度については、今のところ、その後、引き続き減免

をすとかいう考えは、今のところ決まっていないということで、という理解でよろしいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。現段階ではまだそこまで至ってないということで、新年度においてというなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。としますと、これまでいろいろこの件について、確認されてきた、議論されてきた部分の一つである基金の活用ということでいろいろ議論してきたわけですが、その際の説明の中で、家賃17億ということを我々に示してるんです。その17億円の、その内訳はどうなっているのか。分かりますか。

収入が91億、支出91億という説明の中で、収入の内訳として17億円、これは令和元年度から令和19年度までの試算で、そう示しているわけで、91億円の内訳として家賃17億ということが示されているわけですが、その17億の内訳について伺います。

何を聞きたいかっていうと、その17億っていうのは、低減しない数字なのか、助成しない数字になっているのか、低廉事業化のね、ということの確認をしたいための疑問です。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。今現在の17億円の積み上げにつきましては、今現在のですね、低減とか、低廉化・低減をした家賃で積み上げておりますので、その先、10年経過後の低減化分については見込んでおりません。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この17億円っていうのは、空き室なりの、満了の場合の、当たり前の、満室の状態の中での結果17億と、19年間か20年間の総額というふうな、そういう計算というか、積算ということでよろしいのかどうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい、シミュレーション上はですね、今、仮定として空き室率が、入居率が90パーセントですね、だから空室率が10パーセントで計算しております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう積算の中で、計算の中でいろいろ計画が示されていると思うんですが、事態が、この約20年間の中で大きく変わってくるということも想定されます。近年の報道では空き室率がどうのこうのとかね、あるいは子供出生率が云々かんぬんでうんと少なくなるとかね、という背景、状況を考えたときに、この計画っていうのが大きく変わるというふう考えられるんです。というふうに受け止めるんですが、そうしたときに、我々に示されたもろもろの数値とかね、住宅政策についてのもろもろの政策については、まだまだこの確認しなくちゃならない、検証しなくちゃならない、調べなくちゃならない数値と計画となっていると思われるんですが、その辺の、今後のね、見通しについては、今現状のもろもろある社会現象といいますか、起きてるものも含めて、どのくらい正確な数値として受け止めればいいのか、確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の住宅基金のいわゆる残高ですね、これのシミュレーションという、試算ということでございますが、一般的にはですね、期間が長くなればなるほど、いわゆる変動の可能性というのはですね、これは、一般的にそれが想定されるというようなことだろうというふうに思います。

当然、町としてもですね、他の行政同様ですね、無為無策であればという部分じゃなくて、やはり行政として、自治体として、必要な努力を重ねる中で、そういうシミュレーションに即した、要するに計画どおりに、実行、実践されるようにですね、進行管理

なり、あるいはこの移住定住施策なり、あるいは裁量世帯の見直しとかですね、様々な形での利活用を考慮していくという中で、シミュレーションが最終的には当初見込みどおりというふうに対応していくべきものというふうに理解しております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。非常に基本的な考え方なのですが、非常に大事なこの税金、金を、どう使おうかというときに、これまでの説明では、余ったやつを使うということ言ってるんですね。5億入ってくる、そしてもう最初から3億は基金だ、2億は一般財源化で使うというのが町の説明です。余るといふ試算を誰がしてるのかというのは、そういうもろもろね、今シミュレーション等々と言ったけども、そういった計画の中から出てきている数字なんです。それが、その時々で変わってくる、多くなったその余ったものが、町で余ったものと称しているが多くなるか、少なくなるかとかっていうようなね、今後の動きの中で出てきます。私は余ったなんていう表現っていうかね考え方は、問題外といいますかね、と思う考え方なのですが、そうしたときに、この考え方、姿勢ね、大事。そして、先ほど確認したのは住宅使用料として扱われると。その住宅使用料っていうのは、住宅の維持のために、そしてまた、利用者、活用者のために使われるべき財源なんです。というふうに考えれば、目的外の使用なんていうのはもってのほかというふうに考えるわけですが。もってのほかじゃないな、使い方によっては、ということなんです。まさに使い方が本当に大切になってくるというふうに考えた中での疑問なんですけど、この辺についてね。そして、それを、そういう中でも出てきて、しかしながら、考え方の中に、しかし、国や県から補助の用途については各自治体で判断することを確認されてると。使っていいよというふうな言葉をいただいてっから、目的外に使うんですよと、できるんですというお話がずっと続いているわけですが、そういう経緯の中で、それを示すもの根拠ってあるんですかということに対しては、口をこう、何て言いますか、明快な回答がない。今後も、新年度予算から、この住宅費については、補助金については使われることになってるわけです。ということからすれば、本当にね、それでいいのかどうか。改めて確認したいんですが、我々に、分かるように、理解できるように、文書です。これまでは口頭でのね、中での話。それから前に進んでいません。それを示す根拠、国交省なり、国交省だね、あるいは東北整備局かな、から了解を得てるっつうんですけれども、根拠を示す文書等があれば、示していただきたい。いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、遠藤議員から改めての、この住宅使用料の関係なり、あるいは基金の活用の関係について確認がなされましたけども、要は、先ほどお答えしたのは、これまでも同様な形でやってきている関係でございますので、結論的には、特段問題はないというふうなことでございますので、文書で議会のほうにお示しするというふうなものは特にございません。

要は、震災前からもですね、この住宅使用料として入ってきている分、それは、住宅の維持管理に必要な部分をしっかりと充当をし、ということでございますので、震災後についても同様の考え方での、この住宅使用料の利用、活用だというふうなことでございます。

いずれ、今年度に新しい住宅においても、大規模補修、通常の維持管理、そしてまた、将来の建替え費用等々ですね、見込んだ上で、一定のものを基金として積み上げると。その前の、これについては一定程度は、一定の範囲内です、まちづくりの事業に活

用するというようなことをございますので、何ら問題のない、この住宅使用料の活用だということをご理解を賜ればというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。長々と答弁ありがとうございます。

しかし、答えはないに等しい中で、明確に示されたのは、文書等は、示す文書等は示さない。説明資料の提供、求めているものに対して、拒否している。町の説明責任を求めていることに対して、これまた文書をよこさないということによって、説明責任を果たしていない。これが今の町長の姿勢であります。

このようなことを許しておくわけにはいかないというのが私個人の考えであります。考えを述べるなどと言っても。

あわせて言いますと、これは大問題だということを指摘しておきながら、補助金というのは目的決まってるんですから、ですから目的なんです。その目的外使用ができると、それを示す根拠を示せと言っても、その根拠を示さないという、もう議論にならないことが展開されているわけです。このことについては、多分幾らやり取りをやっても、前に進まないということから、次に移ります。非常にそれも問題だということをつけ加えておきます。

さらに、これはね、今のようなことがあつと、ますます疑いが出てくるということでの確認ですからね。こまいとか何とかって言わないでくださいね。

22年度予算の資料を見ますとね、資料でね、予算、住宅管理費ね、3億基金に入れるとなってますね。その原資は幾らなのか。2億4,000万しかないんです、国からももらったやつ、もらったやつって、補助金としてか。これ多分ね、担当者分かつと思うんだけど、低廉化事業として国から、国県支出金が2億5,000万、違う、違う、頂いてんのが4億何がしになると思うんだね、あのね低廉化事業と低減事業でね、4億3000万ぐらい。それを原資として、本来ならば、それが全て住宅基金に入っていないくちやおかしいです、まずはね。それで、それにプラス家賃が9000万ぐらいあるんだけど、それは、実際に使うところあるからね、お願いしてっとこさ、そういう。これについてはね、丸々入んなくてない、4億3,000万、実際に基金に入れてるのは3億なんです。今度は、基金に入れる3億、入れるために必要な原資としてあるもの、その国県支出金4億3,000万のうち2億5,000万しか入ってないんです。予算つくった人は分かつと思うんだけど、示しますか。まずそういう予算書ではなってるんです。何が言いたいかって、3億やってるんだから、そしたら少なくとも4億3,000万のうち3億使わなくちゃいけないんじゃないかという疑問なんです。もうその時点でね、もう言ってることがね、約束が守られていないというふうに、この予算書を見る限り、あるいはこの予算執行上ね、補助金の有効活用で、正規の活用、目的に沿った活用といったことを考えるときに、もう新年度予算でそういう疑問が生まれているんですが、私の疑問は正確でない、その辺の、取りあえず専門的な部分のね、当初予算の確認します。

3億に対して2億4,000万しか使っていないということについて。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。先ほどですね、ご質問のありました町営住宅基金への積立額の財源内訳として、国庫支出金が2億5,000万ほどしかないのではないかと、お問合せなんですけれども、そのうちですね、国庫支出金が、100パーセント入っているわけではなくて、その財源内訳としてですね、8分の1がですね、起債充てて、特

交措置されるというような形になりますので、その他財源のほうに入ってくるというものになっております。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明でね、ちょっと分かんないですけども。ここまで行くとね、国県支出金で入ってくるんだから、当然国県、4億3,000万つうの国県の補助金なんだからね。これで対応するって、我々はそういう説明を受けてるんだから、というふうなことから考えれば、この予算の措置っていうのはね、ますます分からない。だとするならば、我々の議会を混乱にするような措置の仕方をしている、計上の仕方をしているというようにしか見えない。しかも4億3,000万入ってるんだから、少なくとも、そのうちの3億、そして、割合からすれば、これまでの説明の割合からすれば、5億に対して3億、2億という説明もしてるんですよ。ちょっとその事実からしてもどうなのか、3億だか4億の3億3,000万で3億だか合ってるのか。まあ、それはそれでいいですね。

こういう形で、これがもう現実なんです、町長ね。こういう予算の執行が許されるのかどうか、町長にお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員はいろいろご懸念をお持ちでございますが、これまでも、全員協議会等で説明申し上げてるとおりね、私の町のように、あえて基金をつくっている自治体もあれば、最初から一般財源化して使っている自治体もあるという現実がございますので、そういう中で基本的な住宅使用料の活用についてご理解をいただければですね、何ら問題はない。ですから、特に、証明書を出すとか、文書で出すとかっていうこと、これは全然考えてはおりません。

あと、個別具体の関係については、国の制度の中で、今、冒頭、私からお答えしたように、低廉・低減化の中で入ってくる部分もございますし、今、課長が申しましたように、いわゆる起債の交付税措置で入ってくるものもあるという、それは制度の問題でございますので、いずれにしても町の必要な懸案、課題に向けて、一定の範囲内で有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。どうもちゃんとね、今のも答えになってませんからね、質問に対してのね。許されるかどうかという話で、許されるって一言も言ってないですね。まさに制度の問題なんですよ、町長。町長がね強調するように。その制度について確認してる。町長が制度の問題って言ったんですから、その制度を確認するためにもろもろの確認をしてるんですよ。ところが、その確認をします、我々確認するために必要な事柄を、我々には全然説明もしないし、説明資料も頂いてないというのが経緯なんです。まさに制度の問題、その制度で何をいってるかっていうのは、目的外使用というのはね、100パーセントあるし、目的に沿った、一般的な理解はね、いろんな教科書、目的の基金、目的のある基金は、目的に沿った、あなたの答弁でも明確に示してるでしょ、制度であります。目的としては、差額に対する補助金で10が住宅仕事として扱われる。こういう性格の中で使われなければならない基金なんです、補助金なんです。という、その辺を理解できるような説明をしていただければ、もしかすると理解できるのかも分かりませんが、これまでの説明の中では、全然このね、その辺の説明には至っていないということから何回もつうと申し訳ないんですけども、こういったところに立って確認してるわけなんです。

というね、もう全く見解の違いということは、ここではまず確認できました。非常に

この問題のある使われ方であるということは強調しておきたいということ。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は13時15分、1時15分再開とします。

午後0時00分 休憩

午後1時15分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の再質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。休憩前の疑問がまだ解けない。その疑問というのは、住宅基金予算積立て3億円の原資としなければならない国県支出金が2億5900万にとどめられているということに対しての疑問を、先ほどお伺いしたんですが、ちょっとその辺については、まだ理解が困難ということで、説明、理解困難というようなことで、これは特別委員会の中でですね、改めて確認したいと思いますので、そのときまで分かるような資料をつけて説明をしていただきたいというふうに思います。

改めまして、質問です。同じく住宅関係なんですが、先ほど、今後の取扱い、減免のですね、取扱いについて確認したわけですが、山元町としてはいまだ、まだ決まってないと、決めてないと。それと併せて、今後20年近い、この家賃収入として17億円というのは定められて、示されているわけですが、そして、その際に、減免については試算の中、積算の中に入れてないというお話だったかと思いますが、もしこれが引き続き減免をすると、減免するような自治体も生まれているようですが、この町、乗せようとするならば、当然この家賃収入、17億っていうのが下がるわけなんですが、下がったときに、国から来ているですね、低廉化・低減事業補助金というのが充てられるということになるかと思えます。ということになると、本来使わなくちゃならない補助金のですね、自由に使いたい、一般財源化したいという額がどんどん減ってくるのではないかと、試算上、計算上ね。というふうになるわけですが、本来ならば100パーセント使わなくちゃならないというふうに思うわけですが、最初からですね、我々に示したあの資料では、毎年、5億のうち3億は基金で、そのほか、2億2000万とかという数字があったかと思うんですが、それをもう最初から一般財源化ですかという、方針に基づくならば、まずはその一般財源化のほうをね、2億2,000はしっかりと使って、基金に回すのがどんどん減っていくというふうにも伺う、先ほどの市町の姿勢からするならば、そういうこともあるのかなというふうに考えるわけですが、具体的にそういうふうな動きになった際には、その辺の考えは、今のところ考えてないということから、明確には示されないかと思えますが、町の姿勢としていかがなものでしょうか。その辺の対応について、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。1回目のお答えから触れてますとおりですね、あくまでも基本は、町営住宅のですね、維持管理、建替え、これを基本にしたこの住宅の使用料の取扱いということでございますので、どちらが先かという問題になれば、それは、維持管理、建替えということを優先した基金の積立て、管理だというふうなことで考えてるところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その部分については、そういうことで取り組んでいただきたい

ということを申し上げまして。

あとは、引き続きいろいろ疑問がまた残るところについては、特別委員会のほうで明らかにしていきたいというふうに思います。

次は、待機児童対策、保育事情に問題はないかという質問であります。

これにつきましては、この質問については、昨日の一般質問、あるいは先ほどの総括質疑の中でも取り上げられておりますが、改めて確認、私のほうから確認したいと思います。

ちょっと曖昧な形で私の頭では残ってるんですが、実際にこの現時点でのね、待機児童というのは存在するのかわからないのか、改めて伺います。

子育て定住促進課長（青田 浩君）はい、議長。お答えいたします。

今年度は、4月の調査と10月の調査、2回、国のほうで調査ありますので、今年度、4月の時点で6人、年度途中、10月の時点で6人ということで待機児童は発生しております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。昨日の答えではそれで、今この時期にはまだいると、存在していると。けども、今度4月1日時点では違いますよというのが答えだったかと思うんですが、その件についても確認します。

子育て定住促進課長（青田 浩君）はい、議長。現在、来年度、令和4年度に向けての入所調整を行っておりますが、現時点での調整状況ではですね、昨年よりは改善が図られておりまして、現段階では待機児童は発生しないような見込みとなっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今年度、新年度当初はないという答えかと思えます。そのように理解します。

しかしながら、この待機児童の問題については、ずっとこの間、問題にされてきている、私もしてます。というのは、これまでも私も何回か経験あるんですが、いつもこう聞くと、ゼロ、ゼロ、ゼロって、そのときの4月1日時点でゼロだったのが、その後、私の理解では、その日ゼロつつたら、年間を通してゼロなのかなという理解をずっとしてきたんですが、それがここ何年かでね、崩れてしまった。

そのあと、生まれてきてるのが、その繰り返しがこの数年間の動きというふうに受け止めているわけなんですけど、少なくともここ二、三年は、そういう形で、私も取り上げてきた経緯があるんですが、その辺の事実について、それが事実かどうか確認します。

子育て定住促進課長（青田 浩君）はい、議長。ここ二、三年の状況というご質問だったと思いますが、今年度の状況は、今、先ほど申し上げたとおりですので、令和2年度、昨年度であれば、年度当初の待機児童、令和2年の4月は1人だったのが、10月の時点では5名と増えて、令和2年度ですね、令和2年度の話です。4月の時点では1人だったのが、令和2年の10月の時点では5人となっております。

それから、令和元年度ですね、一昨年、令和元年度4月は、年度当初はゼロでございますが、年度途中には9名の待機児童が発生しております。

いずれも傾向としては0、1、2歳の受入れが、各年度とも厳しかったような状況でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そのような推移を示しているんですが、そしてこの間、待機児童対策ということでは、この時期、ちょうどこの時期にですね、こういうことがあって、保育所の建設等々を求めた議会からの要請、決議といったもの、あるいは各予算審査特

別委員会での待機児童対策ということで保育所設置というようなことが、議会のほうから要請、求められてきたわけですが、そういう実態と、そういう待機児童がずっと年間を通しているということと、待機児童に対する対策というものがこの何年かどうだったのか、あるいはその辺をどう総括して、新年度に生かそうとしているのか、今年度ですね。取組について町長にお伺いいたします。取り組んできたことでいいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これも一般質問でですね、岩佐孝子議員にお答えした内容でございますので、重複は避けたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）もしあれば、子育て定住推進課長、補足あれば。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の、全く明快な、明確な答弁拒否ですね、この場で質問してるんですから、この場で答えていただきたい。答えられないんだったら、それはそれでそういうふうに捉えますけども。

それから第1回目のね、答弁で、今言ったように、岩佐孝子議員に答えていますからって、これまた答弁拒否ですからね、議長。この件については何回か議運とかね、全協、我々の中で話題にしましたよね。こんな失礼なことはないと。やっぱりそれをね、要望しているはずですよ、町長にね。にもかかわらず、同じような対応をしてくれている、議会に対してね。こんな失礼な話はないということ、どうせもうこれ以上答えるつもりないでしょうから、言うておきます。こんな議会に対してね、議員に対して失礼な話。これは、町民に対してもですからね、失礼な対応だと。

町長よくね、こういう場面でね、町民のみんなも聞いているんだからってというようなことでね、説明させるって、自分では長々と説明しておいてですよ、必要なときには説明をしない。こんな姿勢はね、全く驚くばかりだということ、まあ、答えないということですからね。

実際にいるんです待機児童、今後も生まれるでしょう。その対策はどうなのかということ、立派な質問として質問してるんですよ。その質問のね、岩佐孝子議員の質問つうの、子育てについてのですから、待機児童って明確なあれじゃないですからね。岩佐孝子議員に対する答えというの。その辺は、議会としても、議長としても、この答弁書見て、そして、議会としての対応も、きちっとしないと駄目ですよ。ということを議長にも伝えておきます。

本当に、この待機児童対策がうんと深刻だという意味では、昨日ですか、今日ですか、子供減少率深刻というような報道がありましたよね。そしてその中で、山元町は県平均よりも高い。県平均が12.9パーセント、ちょっと待って、深刻でしたら、15歳未満人口の減少率ですね、15歳未満の減少率について調査した結果、山元町は、県の平均が12.9パーセントに対して、山元町は36.5パーセントという高い数字を示している、数値を示している。減少率が高いという数字ですね。

子育てするなら山元町という、今までいろんな施策を講じてきています、評価します。しかしながら、その結果、なおこの減少率が高い数値を示しているということに対する町長の受け止めはいかがでしょうか。

聞きも、読んでいない、何も見てないっていうことであれば、それはそれでいいですよ、これおととい出てきたやつだからね。おとといとか、三、四日前。いかがでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、遠藤議員のお尋ねについてはですね、これまでも、一般質

問等でもですね、基本的な認識をお示ししてきたところでございます。

人口減少問題対策、出生率というのは、一朝一夕に成果が上がるという筋合いのものではないというふうに捉えております。まさに中長期的なですね、施策を展開することによって、少しずつ、この改善に向けた成果というのが期待できるのかなというふうに捉えているところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の答弁もちょっと、聞き取れない、あと理解できない答弁だったんですが、もろもろの経過を経た結果、一生懸命やってるんですよ、山元町がね、にもかかわらず、このくらいの数値を示しているというのには、やはり何かの要因があるのではないかというふうな受け止めをして、そして、それに対する対策をどう講ずるかということを考えるのが、町長あるいは町執行部、当然我々なんですよ。そういうこの現実を、真正面から見れないというような、行政の取組姿勢ということでは、問題があるのかなというふうに思います。やはり私は、これは子育てしやすい環境がまだ完結してないのかなと。この間の質問でも出てきましたが、議会でも取り上げられましたましたが、やっぱり出生率の低さというのが起因しているというようなことが、この解説では言われています。震災によって転出した社会減ということと、やはり出生率の低下が重なったとするのが、この人口というのがこの要因かなというふうな形で、この記事ではねまとめられているんですが、やっぱりその辺をね、深刻に受け止めて対策を取るという姿勢に立たないと、この待機児童対策問題も前に進まないのかなということ、やっぱり真摯に受け止めるという姿勢が大事かなということ伝えて、この件についても、特別委員会のほうで、さらに詳しく取り上げたいというふうに思っております。非常に残念だということも付け加えてですね。

次に、コンパクトなまちづくりについてであります。

この件についても、一般質問の中でもちょっと触れましたが、今回ちょっとさらに具体的にですね、コンパクトで安全なまちづくりを進めていると、山元町は、という中で、町長のこれに対する答弁の中では、快適な生活を支えるコンパクトで安全安心のまちづくりという考えの下で、今回、新年度予算像で示してるのは、渋沢ため池の調査測量実施設計ということで、町は新市街地を中心としたコンパクトシティー化の推進予定で云々というまちづくりを進めているという中で、なぜか私の頭ではこのため池の調査、測量、設計の実施というのと、そのコンパクトなまちづくりというのがどうも結びつかないのですが、それはまだまだね、いろいろやり取りすると、また全然違う方向に走っていくのも目に見えてるんで、やっぱりそうした矛盾の下で、確認したいんですが、端的にお尋ねするわけですが、町長の進めるコンパクトシティー、あるいはコンパクトのまちづくりというのは、その地域というのは、この前の一般質問の中でも確認させていただいたつもりですが、つばめの柱を言うのか、あるいは山元町全体を言うのか、コンパクトシティーというのを、町長の言うコンパクトシティーというのは、どちらを指すのか端的に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の予算総括で頂戴しているのは、新市街地以外の取組はこの第4の基本方針によるものかという、直接的なお尋ねでございますので、コンパクトシティーそのものについてはですね、一般質問でお答えしたとおりでございますので、町としては、私としては、コンパクトシティーの理念を取り入れたまちづくりをしているというふうなことでご理解を賜りたいと。

ですから、一般質問でもね、国土交通省が云々かんぬんという話もございましたけども、いろんな考え方もございますけども、そういう基本的な考え方を取り入れたまちづくりに腐心をしてきているというようなことでございます。

それから、そこまでお尋ねにならないのかもしれませんが、町の総合計画の中の具体的な目標なり、具体的施策っていうのを、大きなくくり、大綱といいますか、そういう中でしっかりと基本的な方向を打ち出しておるわけでございますので、そういうふうなことも、確認もいただければ、大変ありがたいなというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。何かこの件に関しても明快な答えってよこさないんですね。何かおかしいですね。

これ、その理念として、その理念についても確認してるつもりなんです。ですから、国交省の言う、前回もそうなんです、このコンパクトなまちづくりというの国交省で示してるわけですが、そのまちづくりと山元町のまちづくりは違うんですかという単純な質問は、前回もしたつもりなんです、今、改めてその件についても確認したいんですが、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、コンパクトシティというのは、いろんな、国の考えもありますし、学者先生の考え方もありますし、いずれ、そういうコンパクトなまちづくりのですね、基本的な理念というものを大事にしながら、我が町では、この集団移転の受皿となる新市街地を形成をしてきたというようなことでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうした、という町長の願っている、思ってるコンパクトシティを進めていることによって、今、山元町全町民っていうちょっとこれも極端って言われるわけですけども、それが幸福が隅々まで行き渡っていると思ってるのか。コンパクトシティの構想で作り上げてきているこのまちづくりによって、この住民の暮らし向上、文化は、暮らしやすさというのは保障できているのかどうか。まだ、発展途上といいますかね、取組途上だということとか、そういうことでもいいんですが、ということに対して、とりわけ意識してるのは周辺地域の生活、暮らし、周辺地域に暮らすお年寄り、独り暮らしといった人たちまでも含めたまちづくりというふうに考えたときに、町長の進めているこのコンパクトシティ、まちづくり、コンパクトなまちづくりというのが、効果を示してるのかどうか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの出生率を高めるという施策の展開ですね、成果の確認、これと同様じゃなかろうかというふうに思います。まちづくりは百年の大計だというふうにも言われておるわけでございます。未曾有の大震災からの復旧復興の中で、わずか10年、11年経過する中で、それが完結したかと、そういうことは、私はおこがましいお答えになるなというふうに思っております。

これまでも再三にわたってお話してきましたとおり、山元町の集落地域構造がどうなっていて、どういう問題があるのかね、それを解決するためにどうすべきかというふうな視点、観点で、私は、町の発展をリードする、町の顔になるものを、今回の震災という忌まわしい契機ではございますけれども、取り組んできているというようなことでございます。

これまでの各議員からのお答えでも申し上げてるとおり、一定の、その中心性なりですね、拠点性を形成する中で、新市街地を中心とした利便性向上、快適性向上というふうなものが、相当顕著になってきていると。それは時間をかけて、町全体としてそれが

共有、享受できるようにしなくちゃならないという、まさにその途上にあるというふうに思っています。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。百年の大計という言葉が出ました。100年をかけてつくるのだということになれば、当然この途上だということになるかと思えます。にしても、やっぱり同時並行的なですね、やっぱり山元町全体を山元町ということであるならば、やっぱりその拠点づくりも当然、顔づくりも必要だと思います。あわせて、それに取り残されないうようなところも併せて大変だということは重々、我々も受け止めるところですが、余りにもこのね、偏差値っていうか、何ていうか、格差のあるようなね、まちづくりっていうのはどうなのか、これは私1人だけの思い、受け止めではありません。いろいろ、伝わってきます。とりわけ周辺地域、これからなくなろうとしているというかね、もろもろの町の施策を見ても、そのように見えてくる。これまでのですね、何回も言葉を出して申し訳ないんですけども、ある地域はもう学校もなくなる、保育所も当然ない、何ぼ要請しても出てこない、あるいはその公共施設もね、どんどんなくなっていくというような地域も同時に、等しくという、これまたあいったな、そんなに大きな差のない、この幸せの発展といいますかね、お互いこの、そういう幸せが感じられるようなまちづくりというのが求められていると思うわけですが、どうもこの町長の今のまちづくり、コンパクトなまちづくりというのは、1点集中拠点ですね、で終わってしまっているのではないかという地域周辺の人たちからの思いが伝わってきているところであります。

この辺についてはですね、ぜひこの今年度予算も通しながら、周辺地域の住民が置き去りにされないような、本来の意味でのコンパクトシティ、まちづくりという意味では、今進めているのはそうは思っておりませんが、全体として豊かな暮らしができる、そうしたこのまちづくりをですね、進めていくべきであるということ、この新年度の予算を通してですね、訴えたいというふうに思います。

この辺はまた、こまの部分については、特別委員会のほうで確認していきたいというふうに思います。

次に、最後のほうになるわけですが、国民健康保険税の事業会計について伺います。

これにつきましては、いろいろね、評価すべき事業あります。例えば、医療費無料化ですね、18歳、どの町よりも早めに実施しているということとかですね、今回のですね10割減免、18歳までね。非常に評価するわけでありまして。と同時に、やはりまだ、やっぱり、懸念といいますか、疑問までもいかなくても、やっぱり基金を有効に使えばもう少し充実した内容の施策が取り組まれるのではないかという思いからの確認なんです。求めなんです。先ほどの説明で2億1,000万、多分この2億1,000万で新年度予算で6,000万くらい使って、実質多分1億5000万くらいなのかなと勝手に思っているところですが、その使い道についてですね、ですから、五、六千万はね、当初予算取るときに必要なのかなというのは、ちょっと理解はできるところなんです。とすると、町はですね、この基金残高、どの辺にこの目安を置いているのか伺います。あればね、考えてねえこと考えねで、これから考えましょうということにして。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。基金残高の最後残り分どのぐらいが妥当かということになりますけれども、そちらについては1か月の給付費あたりをですね、目安に、その残りをですね、有効活用させていただきたいと考えております。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺も実態に合った目安かどうかというのは、議論の残すところではありますが、そうすると、今1億くらいだよ。ちなみに、5000万取り崩して、負担減、引下げとすると、世帯当たり何ぼくらいの引下げということになるか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。5,000万を取り崩して世帯当たりどのぐらい軽減できるかということになります。令和4年度の被保険者については3,169人っていうことになってまして、ちょっと世帯のほう分かりませんが、1人当たりでいくと1万5000円ちょっと超えるぐらいという形になります。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今後のね、検討課題になるかと思いますが、実態に即した税負担の見直しということ、強調つかね、せつかく公言してるわけですから、こういう立場でね、ぜひこういう試算もしながら取り組んでいただきたい。

今の時点だど、1億5,000万、今、1億をね、まず最低取っておかなくてない。私は、この1億つうのも、もっと下でもいいのかなというふうに勝手に思ってるのかなんか、しかしながら、その目安、町目の目安として示してるその1億としたときに、5,000万は使える。そうすると、5,000万使ったときに、今言ったようなね、税の負担が考えられるということであればぜひその線で、1人当たり1万5,000円ついたらね、3人だったら4万5,000円というということなる。単純にそのことはまず置いて、まず少なくともその程度の、そのくらいの税負担の軽減が図られるということが試算的にも示されたわけですから、その辺のラインっていいですかね、ぜひこの税負担の軽減には取り組んでいただきたい、いただきたいというか、そうする、取り組むべきだということ伝えて、最後に町財政について、これは簡単にもう伺いますが、この基金については、先ほどの岩佐議員のね、中にもありました。ということで、確認したいのは、今のところ、今のところですよ、今のところそれぞれの基金は、その目的に沿って正確に使われているのだなというふうな確認ができればいいんですが、答えられる人答えてください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これも1回目の質問でお答え、回答でお答えしましたとおりですね、その特定目的の基金の活用でございますので、そういう活用、運用をしっかりとしているというふうなことをお答え申したとおりでございますので、それ以上のものはございません。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。これは何を意識した質問だったかということ、町営住宅基金の使用、活用についてを意識した、今の確認だったんですが、そのように、目的通りに沿った使い方をしていただければいいんじゃないですね、そうすべきだということ伝えて、私の総括質疑を終わります。

議 長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の質疑を終わります。

これで総括質疑を終わります。

議 長（岩佐哲也君）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第21号までの7件については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までの7件については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

予算審査特別委員会委員の方々は、直ちに全員協議会室で会合の上、委員長、副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

議長（岩佐哲也君）この際、暫時休憩とします。再開は14時10分、14時10分再開とします。

午後1時49分 休憩

午後2時10分 再開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選され、その結果が報告されたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に伊藤貞悦君、副委員長に大和晴美君が選任されました。以上で報告を終わります。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権を委任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

予算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査権を委任することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、予算審査特別委員会に付託しました議案第15号から議案第21号までの7件については、山元町議会会議規則第45条第1項の規定により、3月15日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第15号から議案第21号までの7件については、3月15日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第10．請願第1号を議題とします。

紹介議員から請願の説明を求めます。紹介議員代表阿部 均君。

10番（阿部 均君）はい、議長。それではですね、請願書の朗読をもって説明とさせていただきます。

請願書をご覧いただきたいと思います。

まず最初に、裏面をご覧ください。

件名、太陽光発電設備設置届出の手續条例制定について。

要旨、自宅以外、農地、産地などへの設置者、事業者に対して、規模にかかわらず、周辺住民への説明会、合意形成の場、住民意見の聴取、設置のための条件、交通安全、土砂災害防止、治水安全の確保、環境景観への配慮、付与、連絡体制の整備等について、町への届出の義務化を定めた条例の制定に早急に取り組むことをお願いいたします。

理由については、一読をお願いいたします。

以上、本件について、地方自治法第124条の規定により請願します。

請願者 山元町坂元字新中永窪36番地の4 坂元地区行政連絡調整会議 会長 島田敏光

表をご覧ください。

紹介議員 大和晴美

阿部 均

請願第1号

令和4年1月20日

山元町議会議長岩佐哲也殿

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから、紹介議員に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）お諮りします。

本請願については、山元町議会会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって請願第1号については、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とます。次の会議は3月17日、来週の木曜日、午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後2時15分 散会
